



税務 税務課からのお知らせ

問 税務課 滞納整理対策係
☎476-1111(118・114)

◆不動産公売を実施しました

平成 26 年 11 月 5 日 (水)、役場応接室において本町が差押さえた滞納者の財産 (不動産) の公売を実施し、売却額の全額を滞納税に充てました。

公売は、入札方式で行われ、下表のような結果となりました。

公告番号	売却区分番号	不動産の所在地	面積 (㎡)	入札者数	見積価格 (円)	落札価格 (円)
4	1	土地、畑 大崎町野方字宇都4293番地 2	3,555	7	510,000	1,050,000
	2	土地、畑 大崎町野方字前ノ段4257番地 9	4,195	3	736,000 (2筆合計)	1,050,000 (2筆合計)
		土地、原野 大崎町野方字前ノ段4257番地 13	1,407			

※税務課では、滞納税圧縮のため、今後も不動産公売および動産公売を実施していきます。

※納税は、納期内納付が原則です。納付が困難な場合は納税相談をお願いします。



企画 企画調整課からのお知らせ

問 企画調整課 企画政策係
☎476-1111(222)

◆空き家や空き地の有効活用をお手伝いします

【空き家等バンク制度】

空き家や空き地 (注) を売りたい、貸したい人の物件情報をホームページなどにより利用したい人へ紹介する制度です。空き家や空き地をお持ちの方で、貸したい! 売却したい! という方は、役場企画調整課までご連絡ください。

(注) 空き地とは、住宅などの建築に適切な面積を有する良好な管理状態にある土地をいいます。

※農地は対象となりません。

※ 大崎町空き家等バンク制度の概念図

【空き家などをお持ちの方】

空き家などを貸したいが
借りてくれる人がいない

空き家などを売却したいが
買ってくれる人がいない

物件の登録

情報の検索

大崎町空き家等バンク

【空き家などをお探しの方】

貸家や土地を探している
が見つからない

売家や売地を探している
が見つからない

交渉・契約

【空き家有効活用補助事業】

空き家等バンク制度を利用し転入者を受け入れる場合に、改修費用や家財道具の処分費用の一部を助成する制度です。助成額は対象経費の2分の1以内で50万円が上限です。